

申告相談日程表

会場：研修センター1、2階(市役所西側)

時間：8時30分～15時(11時30分～13時は受け付けません)

対象地区	相談日	対象地区
東町	2月16日(木)	女岩区
本町	17日(金)	広沢区
早苗町	20日(月)	新谷区
中町	21日(火)	薄原区
	22日(水)	
大山	24日(金)	中原区
	27日(月)	
高松地区	28日(火)	白羽区
佐倉一区	3月1日(水)	白浜区
佐倉二区	3日(金)	新神子区
比木地区	6日(月)	上岬区
朝比奈地区	8日(水)	大山区
新野地区	10日(金)	西側区
全地区	14日(火)	全地区

スマホから事前予約ができるようになりました！

電子申告の推進と新型コロナウイルス感染症対策のため、申告相談受け付けが以下の2つの方法となります。

- 1. 入場整理券方式**
会場受付時に時間帯を記した整理券を配布します。
- 2. 事前予約方式**
電子申請で予約を受け付けます。右記の2次元コードからお申し込みください。
※電話での受け付けはできません。



所得税の確定申告書は国税庁ホームページで作成できます！

国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば…

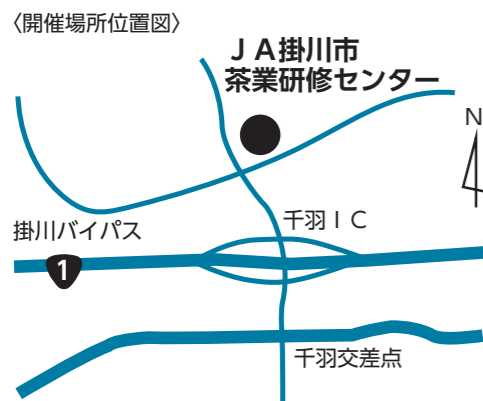
- 1. 税務署に向く必要なし！**
作成した申告書などは、自宅のパソコンからe-Taxで送信することができます。また、印刷して郵送などにより税務署に提出することもできます。申告期間中は、休日も含め24時間いつでも利用できます。
- 2. 正確な申告書が作成できる！**
画面の案内に従って金額などを入力するだけで、自動計算されます。

※市の申告会場でも、e-Taxによる電子申告を実施しますのでご利用ください。

◎作成した申告書の郵送先
〒436-8652 掛川税務署 宛(所在地記載不要)

掛川税務署からのお知らせ

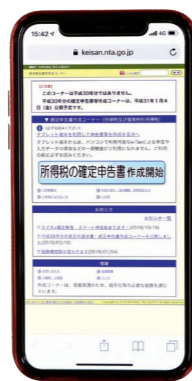
照会 掛川税務署 ☎0537②5141
※自動音声に従ってください。



掛川税務署 確定申告会場のご案内
令和4年分の所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告会場は次のとおりです。
◎場所 JA掛川市茶業研修センター(掛川市千羽609の1)
◎期間 2月16日(木)～3月15日(水)
※2月10日(金)～2月15日(水)には年金受給者からの相談、住宅借入金等特別控除に関する相談を受け付けます(土日祝日は除きます)。
◎時間 9時～17時受付16時まで(会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります)。
なお、期間中、掛川税務署では申告相談をすることができないのになりました。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信することができます。すでにID・パスワード方式の届出完了通知が発行されている人は、新たに取得する必要はありません。詳細は照会先へ問い合わせください。国税庁ホームページは、左記2次元コードからご覧いただけます。



スマートフォンでも所得税の確定申告ができます

申告、納税期限

- ▼所得税、贈与税
令和5年 3月15日(水)まで
- ▼消費税、地方消費税
令和5年 3月31日(金)まで



もうすぐ確定申告の時期です。皆さん、申告書作成に必要な書類はそろっていますか？
令和4年分の申告相談は、2月16日(木)から3月15日(水)(土・日・祝日を除く)までとなります。会場では申告書作成のお手伝いをします。必要書類が不足していると申告書が作成できない場合もありますので、必要書類をそろえてご来場ください。
照会 税務課 ☎0537②5141

確定申告が必要な人

- ▼営業や農業などの事業をしている人
- ▼地代家賃、保険満了などに係る一時金、配当(源泉徴収されていない一般株式などに限る)そのほかの所得がある人
- ▼給与の支払いを2力所以上から受けている人
- ▼報酬(外交員、ホステス、検針員など)の収入がある人
- ▼土地や建物を売って所得(譲渡所得)があった人
- ▼雑損控除や医療費控除を受ける人
- ▼年の途中で退職し、年末調整をしていない人など

次に該当する場合には税務署の確定申告会場

- 「JA掛川市茶業研修センター」をご利用ください。
- ▼公共事業以外の土地・建物の譲渡がある人
- ▼株式などの譲渡がある人
- ▼上場株式などの配当所得で申告分離課税を選択した人
- ▼青色申告の人
- ▼海外への仕送り証明を添付する必要がある人(国外扶養)
- ▼初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
- ▼雑損控除を申告する人(台風の被害などがあつた人)
- ▼令和2年分以前の申告をする人
- ▼贈与税、相続税の申告をする人
- ▼消費税および地方消費税の申告をする人

年金所得者の確定申告不要制度について

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告書の提出は必要ありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

※「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除(医療費控除など)の適用を受ける場合、または公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合は、市県民税の申告が必要です。

申告手続きにはマイナンバーの記載が必要になります。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続きには「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

確定申告に必要な物



- 給与・年金の源泉徴収票(原本)、報酬などの支払調書(原本)
- その他、個人年金や保険の満期などの収入がわかる証明書など
- 営業・不動産・農業所得のある人は、収支内訳書を作成し、収入と支出内容が分かるようにしておいてください。※租税公課の固定資産税額は「固定資産税課税明細書」で確認してください。
- 国民健康保険税の支払金額が分かるもの(「令和4年分国民健康保険税納付額のお知らせ」)
※1月下旬に税務課から世帯主へ送付します。
- 社会保険料(国民年金保険料)控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震(損害)保険料控除の証明書
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除に関する明細書(領収書の添付または提示は不可)および補てんされる金額の分かるもの
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳など
- 還付申告をする人は振込先口座番号(申告者ご本人の名義)が分かるもの
- 「確定申告のお知らせ」はがき、または確定申告書(税務署から送付されてきた人)
- 個人番号確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 利用者識別番号の通知 ※令和3年度に申告会場でお渡しした緑色の封筒
※源泉徴収票がない場合は申告を受けることができません。発行先で再発行のうえ持参してください。